

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、“Challenging Tomorrow's Changes”をスローガンとし、「明日を変えるITの可能性に挑み、夢のある豊かな社会の実現に貢献する」をMission(使命)とする「CTCグループ企業理念」の下、企業価値の最大化に向けて、経営の透明性と公正性をさらに高めることを目指し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

補充原則4-11 他社での経営経験を有する独立社外取締役の選任

・当社は、取締役会が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するために、取締役会全体として、知識・経験・能力、及び、ジェンダーや学識経験者・弁護士・公認会計士等の高度な専門性を含む多様性をバランスよく備えるべきと考えており、今後は他社での経営経験を有する独立社外取締役を含めた構成を改めて検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

当社におけるコーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示項目の内容は、以下の通りです。

原則1-4

【政策保有株式】

・当社は、保有目的が純投資目的である投資株式を保有しておりません。純投資目的以外の投資株式は、一般投資またはオープンイノベーション投資の2つに区分してあります。この区分は、取引の円滑化、維持、拡大、SEリソースの確保及び新規ビジネス創出などの投資目的に基づき実施してあります。

・当社は、政策保有株式であるかに関わらず、毎年、全ての投資先の経営内容について把握するとともに、「投資管理規程」に定められた定性・定量の投資基準に照らし、取締役会で保有意義を確認しています。確認の結果、予め定めたEXIT基準に該当する場合には、原則として縮減する方針としています。

■ 投資基準

(定量基準)

投資利回り 期待収益率

(定性基準)

・販売先(エンドユーザ等)への投資

・トレードメリット以外に新規事業領域の開拓、事業ノウハウの獲得等ビジネスメリットを得ること

・開発・技術パートナーへの投資

・SEリソースの優先的提供・先端技術ノウハウの獲得等のビジネスメリットの確約を得ること

・製品調達先への投資

・取引条件の優遇・新技術の優先的提供・新規事業開拓等戦略関係構築といったビジネスメリットが存在すること

・スタートアップ企業

最低1年間の事業継続可能な資金繰りの目途がついていること

EXIT基準

投資目的を完了した場合

「定量基準」に定めるトレードメリット及び「定性基準」に定めるビジネスメリットが失われた場合

その他、主管部署判断によりEXITすべきと判断した場合

・投資先に対する議決権行使は、画一的な基準で賛否を判断するのではなく、投資先企業の経営方針・戦略等を尊重した上で、中長期的な企業価値の向上につながるかどうか等の視点に立って判断します。

原則1-7

【関連当事者間の取引】

・当社において、取締役・会社間の自己取引・利益相反取引については、取締役会規程により取締役会の決議を得ることを定めています。また、「CTCグループ行動基準」において、公正・透明・自由な競争でビジネスを展開し、腐敗の防止を徹底し、取引先との健全かつ適切な関係を維持することを定めており、関連当事者間取引の場合であっても、同様の考え方で取引を行っています。

補充原則2-4

【中核人材の登用等における多様性の確保】

(1) 多様性の確保についての考え方

CTCでは、新たな価値の創出には、多彩な個性が多様な働き方で力を合わせ、新しいことに挑戦して自己実現できる環境が必要だと考えています。そのため、ダイバーシティ基本方針のもと、年齢、性別、性自認や性的指向、国籍、障がいの有無、これまでの経験や知識も含めた違いを尊

重するダイバーシティ&インクルージョンを推進しています。多様で柔軟な働く環境を構築すると共に多彩な人材が活躍できる風土醸成に取り組んでいます。2021-2023年度新中期経営計画「Beyond the Horizons—その先の未来へ—」では、重点シナリオに「個の成長と適材適所を組み合わせた総合力強化」を掲げ、人材戦略の基本コンセプトとして「新たな価値を創造する人材へ One Version UP!」を策定しています。社員一人ひとりのOne Version UPに向けて、「人材」「制度」「組織風土」「働き方」の4つの側面から、社員がいきいきと力を発揮できる環境づくりを加速しています。取り組みについては統合レポートやコーポレートサイトで開示しております。

統合レポート：<https://www.ctc-g.co.jp/company/ir/library/annual/index.html>

コーポレートサイト：<https://www.ctc-g.co.jp/company/sustainability/social/employee/index.html>

(2)多様性の確保の状況

< 女性社員の管理職層への登用 >

CTCでは、女性活躍をダイバーシティ&インクルージョン推進の中核に据え、メンター制度や、女性管理職層候補育成研修など様々な施策に取り組み、えるぼし認定の三段階目を2017年に取得しており、準なでしこ銘柄に3年連続選定されています。2021年度は、これまでの取り組みから一歩進め、各施策を有機的に結び付け、包括的・全社的な視点により、実効性を強化しています。人材パイプラインの構築、女性管理職層候補者の見える化などを進め、誰もが自分らしく活躍できる職場環境づくりやネットワークづくりといった、さらなる育成支援に取り組んでいます。これらの取り組みにより、中核人材となる管理職及び上級職の女性管理職層人数を2021年4月1日81名から、2024年4月1日迄に90名にすることを目指しています。取り組みについては統合レポートやコーポレートサイトで開示しております。

統合レポート：<https://www.ctc-g.co.jp/company/ir/library/annual/index.html>

コーポレートサイト：<https://www.ctc-g.co.jp/company/sustainability/social/employee/index.html>

< 中途採用者・外国人社員の管理職層登用 >

世界中の優れた製品やサービスを組み合わせ最適なソリューションにし、様々な業界業種のお客様にフルスタックITを提供するCTCには、多様な知識、経験を有する多彩な人材が必要です。創業当初より、重点施策や状況に応じて、年齢、性別、国籍に関わらず外部から人材を獲得する採用と内部育成を有機的に組み合わせてビジネスを推進しています。

2020年度入社者約300名の新卒採用者と中途採用者の比率は50対50となっています。そのうち、外国人社員は4名(2022年度入社新卒内定者は6名)です。管理職層登用においては、採用区分や国籍を意識しておらず、実力本位としております。新卒採用者と中途採用者の比率は40対60となっており、在籍する外国人社員55名のうち5名が管理職層として活躍しています。今後もその方針を継続し、引き続き多彩な人材の採用、多彩な人材が活躍できる環境づくりに努めていきます。

(3)多様性の確保に向けた人材育成、社内環境整備方針、その状況

CTCでは、ダイバーシティ基本方針や健全宣言に基づく環境整備や、自律的で主体的なキャリア形成支援など様々な取り組みを進めています。2021年度からは、従来の取り組みに加えて、社員一人ひとりのOne Version UPに向けた施策を拡充しています。これらの取り組みについては、統合レポートやコーポレートサイトで開示しております。

統合レポート：<https://www.ctc-g.co.jp/company/ir/library/annual/index.html>

コーポレートサイト：<https://www.ctc-g.co.jp/company/sustainability/social/employee/index.html>

原則2-6

【企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

・当社は規約型企業年金および、連合型の企業年金基金を有しております。

・規約型企業年金については、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、当社財務・経理、人事、経営企画部門の人材で構成される年金委員会において、リスク・リターンを勘案した年金資産構成割合を策定し、複数の運用機関に運用委託の上、資産運用実績及び運用機関によるスチュワードシップ活動状況について定期的にモニタリングを行っております。

・連合型の企業年金基金については、当社から財務・経理部門を統括する責任者が、企業年金基金の代議員に選定されており、積立金の運用等の重要な事項については、代議員会による議決を経ることとしております。

原則3-1(i)

【経営の基本方針】

今日、ITは企業経営の根幹として重要な一役を担い、その役割は情報処理から経営戦略の構築、更にはビジネスモデルの創出へと一層重要度を増しています。当社では、CTCの由来である「Challenging Tomorrow's Changes」をグループ全体のスローガンとして、日々変化を遂げる顧客の事業環境変化に機敏に対応し、顧客価値を提供する企業たるべく挑戦し続けることにより、事業活動等を通じて夢のある豊かな社会の実現に貢献していきたいと考えております。

【当社グループの企業理念】

「Slogan」(スローガン)

Challenging Tomorrow's Changes

「Mission」(使命)

明日を変えるITの可能性に挑み、夢のある豊かな社会の実現に貢献する。

「Values」(価値観)と「Action Guidelines」(私たちの心得)

変化への挑戦:常に新しいことに取り組み、決して諦めずに臨んでいるか?

価値への挑戦:お客様が期待する以上の価値を、生み出しているか?

明日への挑戦:自由な発想で、よりよい明日の姿を描いているか?

【マテリアリティ(重要課題)】

2021年4月に当社グループのマテリアリティ(重要課題)を特定し直しました。

当社グループのマテリアリティは、企業理念に掲げる使命を果たし持続的に成長するために、中長期にわたり目指すべき方向性を重要課題として示したものといたします。

具体的には、「夢のある豊かな社会の実現」への貢献に向け、当社グループの事業の根幹であるITへの携わり方を示すもの、当社グループ及び社会の最重要資本である「人材」に関する考え方を示すもの、企業活動を成す上で企業として社会の一員として、それに参画する一人ひとりの社員として、それぞれの在り方を示すものとなっております。

< 当社グループのマテリアリティ(重要課題) >

「ITを通じた社会課題の解決」

・先進技術のたゆまぬ追求

・様々なパートナーとのビジネス共創の推進

・安心で安全なITサービスの提供

「明日を変える人材の創出」

- ・多様なプロフェッショナルの育成
- ・互いを尊重し高めあえる風土の醸成
- ・未来を創る人材教育への貢献

「責任ある企業活動の実行」

- ・実効性あるガバナンスの強化
- ・気候変動対応への貢献
- ・一人ひとりの責任ある行動の実践

【目標とする経営指標】

当社グループは、事業規模の拡大並びに営業利益率の向上を追求した経営により、成長性と安定性を兼ね備えた高収益体質の企業を目指してまいります。また、資本効率を重視し、株主価値の更なる向上に努めてまいります。

【経営計画】

・当社グループでは、CTCグループ企業理念のMission(使命)「明日を変えるITの可能性に挑み、夢のある豊かな社会の実現に貢献する。」を目指す姿とした、新たな中期経営計画(2021年4月から2024年3月までの3か年)「Beyond the Horizons ～その先の未来へ～」を策定いたしました。具体的には以下3つの基本方針を着実に実行することで、2024年3月期の定量目標達成を目指してまいります

【中期経営計画「Beyond the Horizons ～その先の未来へ～」】

<基本方針>

1. 「Accelerate」: これからの豊かさを創る
～顧客の変革を支える新たな取り組みを加速～

【重点シナリオ】

- ・顧客業務、顧客事業、そして生活者の日常のDX
- ・コミュニティ形成と共創ビジネス拡大
- ・高付加価値サービス、先進技術の提供

2. 「Expand」: 今の豊かさを広げる
～強い領域におけるさらなる探究と市場拡大～

【重点シナリオ】

- ・“ つくる ” を土台にした5Gビジネスの拡大
- ・XaaSビジネスの強化
- ・国内ビジネスモデルのグローバル展開

3. 「Upgrade」: 実現可能性を高める

～未来を捉えた自己変革の実践～

【重点シナリオ】

- ・個の成長と適材適所を組み合わせた総合力強化
- ・環境変化に順応する経営基盤変革
- ・多様なステークホルダーとの共存

<2024年3月期 定量目標>

新中期経営計画の最終年度である2024年3月期における定量目標は、以下を目指しています。

営業利益率	:10%
当社株主に帰属する当期純利益	:400億円
ROE	:13%以上

なお、当社の2021-2023年度の中期経営計画は、当社ホームページにおいて公表しています。

<https://www.ctc-g.co.jp/company/release/20210428-01294.html>

原則3-1(ii)

【コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方】

- ・コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、上記 -1 をご参照下さい。

原則3-1(iii)

【経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針と手続】

・当社は、報酬委員会を設置しています。当委員会において、取締役の報酬等に関する方針・制度等について審議し、取締役会で決定しています。なお、取締役および監査役に対する報酬の算定方法の詳細については、-1中の「取締役報酬関係 報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照下さい。

原則3-1(iv)

【経営陣の選解任・指名に関する手続】

- ・当社は、以下の基準・手続に基づき取締役・監査役候補について選任いたします。

(選任基準)

1. 業務執行取締役候補は、高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、経営に関する豊富な知見と能力を有す候補者の中から選任する。
2. 非業務執行取締役候補は、高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、高度な専門性を有し、それぞれの専門的見地から取締役会での発言が期待される候補者の中から選任する。
3. 監査役候補は、経営管理に関する豊富な経験や財務・会計について適切な知見を有するなど、取締役の職務の執行を適切に監査できる候補者の中から選任する。

4. 社外監査役候補は、高度な専門性を有し、それぞれの専門的見地から取締役会および監査役会での発言を期待し、取締役の職務の執行を適切に監査できる候補者の中から選任する。

（選任手続）

1. 取締役候補の選任にあたっては、上記の選任基準ならびに取締役会の員数やジェンダーや国際性等の多様性など、構成についての考え方を踏まえ、独立社外取締役2名を含む取締役4名と監査役1名で構成される指名委員会の審議を経て、取締役会にて決定しています。

2. 監査役候補の選任にあたっては、上記の選任基準ならびに監査役会の員数や特に専門領域における必要な経験・能力・知識など、構成についての考え方を踏まえ、指名委員会の審議の後、社外監査役3名を含む4名で構成される監査役会の同意を得た上で、取締役会にて決定しています。

（解任基準・手続）

上記の選任基準を満たさなくなった場合や、公序良俗に反する行為を行った場合、あるいは健康上の理由から職務継続が困難となった場合には、取締役会において解任提案を審議し、決定いたします。

原則3-1(v)

【経営陣の選任・指名に関する理由の開示】

・当社は、第37期定時株主総会招集通知より取締役候補および監査役候補の選任理由について開示いたしました。第42期定時株主総会招集通知記載内容は以下をご参照ください。

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/4739/tdnet/1975474/00.pdf>

補充原則3-1

【サステナビリティについての取組み等】

＜サステナビリティへの取組みについて＞

・当社はサステナビリティ方針を定め、その方針に基づき、企業理念に掲げる使命である「明日を変えるITの可能性に挑み、夢のある豊かな社会の実現に貢献する。」を遂行することで、持続的な社会の実現を目指しています。高い倫理観と豊かな想像力のもと、あるべき未来の社会を多様なステークホルダーと共に考え、事業を通じて地球環境の保全ならびに社会課題の解決に取り組んでいます。またマテリアリティ(重要課題)として、当社が目指す取組みの中長期的の方向性を定めるとともに、その妥当性と実効性の検証も行っています。なお、サステナビリティへの取組みについては、統合レポートやコーポレートサイトで情報を開示しております。

統合レポート：<https://www.ctc-g.co.jp/company/ir/library/annual/index.html>

コーポレートサイト：<https://www.ctc-g.co.jp/company/sustainability/>

＜人的資本や知的財産への投資について＞

・当社は、お客様の課題を起点に、世界中の優れた製品やサービスを発掘し、自らの「技」とした上で、最適なソリューションにして提供することをビジネスモデルの軸としています。

当社は、創業以来、長年にわたる事業活動で培った企業文化を土台に、「高度IT人材」「ベンダーリレーション」「パートナーシップ」などの質の高い非財務資本(経営資本)への投資を継続して行うことでビジネスモデルを強化し、持続的に成長する仕組みを整備することにより、企業価値を向上してまいりました。

特に、非財務資本の中でも人的資本である「人材」については、新マテリアリティ(重要課題)としても特定した通り、経営戦略を推進していく上でも最重要の資本と考えています。企業理念にスローガンとして掲げる“Challenging Tomorrow's Changes”が示す通り、社員一人ひとりが、新しい変化への挑戦を楽しみながら、自律的に成長を遂げていけるような人材戦略を、経営戦略と連動させて実行しています。個々の適性と目標に合わせて様々な成長機会を提供すると共に、多様なプロフェッショナルが「協働」を通してお互いに高め合える風土醸成を目指し様々な施策を推進しています。なお、非財務資本等の取り組みについては、統合レポートやコーポレートサイトで情報を開示しております。

統合レポート：<https://www.ctc-g.co.jp/company/ir/library/annual/index.html>

コーポレートサイト：<https://www.ctc-g.co.jp/company/sustainability/>

補充原則4-1

【経営陣への委任の範囲】

・取締役会に付議すべき事項は、「取締役会規程」に規定しており、法定事項、定款所定事項等、経営の基本方針に関する事項や中長期の経営計画等、経営上の重要な事項です。取締役会において決定される経営戦略や経営計画等の方向性に基づき、業務執行に関する決定を当社の経営陣に委任しております。

原則4-9

【独立性判断基準】

・下記 -1中の「独立役員関係 その他独立役員に関する事項」をご参照ください。

補充原則4-11

・当社は、取締役会が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するために、取締役会全体として、知識・経験・能力、及び、ジェンダーや学識経験者・弁護士・公認会計士等の高度な専門性を含む多様性をバランスよく備えるべきと考えており、今後は他社での経営経験を有する独立社外取締役を含めた構成を改めて検討して参ります。

また、当社は取締役員数の3分の1以上を、(株)東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす人物とすることとし、2019年6月開催の第40期定時株主総会の決議により、取締役を6名とし、うち2名が独立役員となりました。なお、独立役員である社外取締役として大学教授と弁護士の2名を選任しており、両名とも女性であります。

・現在、外国人の取締役はおりませんが、取締役は、海外駐在経験者、あるいは海外ベンダーとの協業経験等、海外でのビジネス経験が豊富な人材が揃っており、豊かな国際感覚を保有していることから、十分な多様性が確保された体制となっております。

・各取締役・監査役のスキル・経験を一覧化したスキル・マトリックスは当該報告書の最終頁に記載しております。

補充原則4-11

【社外役員の兼任状況】

・下記 -1中の「取締役関係 会社との関係(2)」をご参照ください。

補充原則4-11

【取締役会の実効性分析・評価結果の概要開示】

・当社は、2020年度の取締役会の実効性に関する分析・評価を行うため、2021年3月に取締役会事務局が作成した「取締役会の運営に関するアンケート」に基づき、忌憚のない意見を引き出すことを担保するため、全取締役及び全監査役が自己評価を実施し、その集計結果をガバナンス委員会で議論いたしました。アンケートの内容は、経営戦略決定への参画状況・経営戦略のモニタリング状況・付議資料の内容や議案数等の妥当

性・議案審議の状況等の取締役会の運営に関する事項、取締役の人数や多様性や事業戦略との整合性を踏まえた取締役の構成に関する事項、取締役の職務執行のモニタリング状況や、任意委員会である指名委員会、報酬委員会及びガバナンス委員会での審議状況及び各委員会の構成に関する事項等です。

アンケート調査の集計結果及びガバナンス委員会での議論を踏まえ、当社が行った取締役会の実効性の分析・評価の概要は以下のとおりです。

- ・取締役会の運営及び議論の内容については、概ね適切である。
- ・取締役の職務執行状況は適切にモニタリング出来ている。
- ・実効性のある議論を行う上で、非業務執行取締役・業務執行取締役のバランスは適切である。
- ・中長期的経営戦略に関して非業務執行取締役への情報共有がなされ、その進捗状況が定期的に報告されている。
- ・任意委員会では、社外取締役が意見を述べやすい環境を実現している。
- ・任意委員会の委員構成について、客観性・公正性・透明性の更なる向上を図り、併せて議論の活性化を図るため、委員長の任命等、独立役員の一層の活用を検討すべき。
- ・委員会での議論の内容は、取締役会の議案審議に適切に反映されている。
- ・投資家との対話において把握した当社・当業界への期待や意見などを、取締役会で共有する機会をもうけるべき。

当社はこの分析・評価を踏まえ、取締役会を、より長期的かつ戦略的な観点から議論を行う場とすべく取り組んでいきます。

補充原則4-14

【トレーニングの方針】

・社外取締役がその機能を十分に果たすことを可能とするため、その就任の際、また、就任後も継続的に、当社グループの事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得できるよう、社外取締役に応じた機会を提供することとしています。また、取締役及び監査役がその機能を十分に果たすことを可能とするため、社外講師を招いた研修等の機会等を提供しています。

原則5-1

【株主との対話の方針】

・当社は、IRに関する基本的な考え方や取り組みに関して定めた「IR基本方針」において、株主等との対話について以下の通り定めています。

・情報開示における基本姿勢

当社では、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所適時開示規則などに沿って、適時、正確、公平な情報開示を行います。尚、これらに該当しない情報についても、当社の理解を深めていただくために積極的な開示に努めます。また、これらの情報開示を基盤として株主及び投資家の皆様と対話を深め、適切な企業評価の獲得、企業価値の更なる向上につなげます。

・株主及び投資家の皆様との対話

株主及び投資家の皆様との対話は原則として社長、CFO、IR担当部署のメンバーが行います。但し、当社の理解を深めていただくために、必要に応じて、社長、CFOが指名した社外取締役を含む取締役または監査役や従業員がこれを行う場合があります。社長、CFOは対話を通じて得られた株主及び投資家の皆様からの意見などを取締役会や経営陣幹部へ共有し、企業価値の向上につなげます。CFOは建設的な対話を促進するため、IR担当部署を統括し、必要な情報が同部署に迅速に集まるよう、関連部署との連携など、社内体制を整備します。

・取り組みや方策等、詳細については下記「-2中の「IRに関する活動状況」をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠商事(株)	134,661,600	58.24
(株)日本カストディ銀行(信託口)	11,865,800	5.13
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	10,561,500	4.57
CTC社員持株会	4,310,772	1.86
(株)日本カストディ銀行(信託口7)	1,727,200	0.75
STATE STREET BANK WEST CLIENT — TREATY 505234	1,455,000	0.63
ジブラルタ生命保険(株)(一般勘定株式D口)	1,415,500	0.61
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,377,987	0.60
(株)日本カストディ銀行(信託口5)	1,370,000	0.59
GOVERNMENT OF NORWAY	1,268,612	0.55

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	伊藤忠商事株式会社(上場:東京)(コード)8001

補足説明

・(株)日本カストディ銀行(信託口)、日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)、(株)日本カストディ銀行(信託口7)及び(株)日本カストディ銀行(信託口5)の所有株式数は、いずれも信託業務に係る株式数です。

・上記の他、当社が所有している自己株式8,772,502株があります。なお、自己株式には取締役等に対する株式給付信託(BBT)に係る信託口が保有する当社株式は含めておりません。

・なお、当社は2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社である伊藤忠商事株式会社との取引を行うに当たっては、資本関係のない会社と通常取引する場合と同様に、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に取引条件を決定するように留意しております。取締役会において、親会社との取引状況について報告いたしました。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の親会社である伊藤忠商事株式会社は、当社議決権の58.26%を有しており、当社は同社の連結子会社となっております。当社は、情報産業分野において親会社と相互に有する強みを活かして、グループ全体の企業価値の向上に努めております。

親会社との経営情報およびノウハウの共有等を目的として、親会社の従業員(1名)が当社の取締役役に就任しておりますが、親会社との人的交流、営業情報の活用等の営業活動での連携強化を図る一方、事業運営に際しては、あくまでも自主性・自律性を維持強化しつつ業績拡大を目指すことにより、その独立性を保持しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩崎 尚子	学者								○			
本村 彩	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩崎 尚子	○	教授を務めている早稲田大学には営業取引関係がありますが、その取引金額は当社連結売上収益の0.1%未満と僅少であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。 当社の株式100株を所有しております。同氏と当社との間にはそれ以外に人的関係、資本的关系又は、上記記載以外の重要な取引関係その他の利害関係を有しておりません。	過去において直接会社経営に関与されたご経験はお持ちではありませんが、取締役として高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、学識経験者としての高度な専門性と豊富な知見を有しており、当社の経営に欠かせないものと判断し、社外取締役に引き続き選任いたしました。また、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立した立場にあるため、独立役員に指定しております。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
多田 敏明	○	――	弁護士として高度な専門性を有し、取締役会および監査役会にて専門性の見地から、ご発言をいただいております。このようなことから取締役の職務の執行を適正に監査することができると判断し、2020年6月定時株主総会にて社外監査役に選任いたしました。また、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立した立場にあるため、独立役員に指定しております。
原田 恭行		当社親会社の出身です。	伊藤忠商事(株)において経営に携わったご経験と長年にわたる同社勤務において培われた幅広い知見を有していることから、取締役の職務の執行を適正に監査することができると判断し、2019年6月定時株主総会にて社外監査役に選任いたしました。
原 勝彦	○	――	公認会計士として財務及び会計に関する高度な専門性を有していることから、取締役の職務の執行を適正に監査することができると判断し、2019年6月定時株主総会にて社外監査役に選任いたしました。また、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立した立場にあるため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

金融商品取引所が定める独立性基準に従い、独立役員を選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

各取締役の報酬は、その一部に会社業績及び個人業績も反映させ確定額を決定しております。
なお、2017年6月定時株主総会にて業績連動型株式報酬制度の導入を決議いたしました。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2021年3月期における当社の取締役及び監査役に対する報酬等の総額は次のとおりであります。

役員区分	固定報酬	業績連動型賞与	業績連動型株式報酬	合計	対象となる役員数
取締役(社外除く)	151百万円	82百万円	26百万円	259百万円	6名
社外取締役	23百万円	0百万円	0百万円	23百万円	2名
監査役(社外除く)	25百万円	0百万円	0百万円	25百万円	1名
社外監査役	44百万円	0百万円	0百万円	44百万円	3名

(注)1. 取締役の固定報酬及び賞与の総額、監査役の固定報酬の総額は、2006年6月22日開催の第27期定時株主総会において、取締役は年額640百万円、監査役は年額100百万円を上限として決定しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は16名(うち、社外取締役は3名)、監査役の員数は4名(うち、社外監査役は4名)です。

(注)2. 業績連動型株式報酬(株式給付信託)の信託額は、2017年6月21日開催の第38期定時株主総会において、対象となる3事業年度あたり180百万円を上限(非常勤取締役、社外取締役、監査役、国内非居住者は付与対象外)として決定しております。上表の業績連動型株式報酬の総額は、業績連動型株式報酬制度に基づき当事業年度に付与した株式付与ポイントの費用計上額等であります。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名(非常勤取締役、社外取締役、国内非居住者を除く)です。

(注)3. 上記の取締役(社外取締役を除く)の員数には、2020年6月18日開催の第41期定時株主総会において取締役を退任した松島泰、今川聖の両氏を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

■ 報酬制度の基本方針

- 1) 固定報酬は企業規模や収益力等に相応しい水準であること。
- 2) 業績連動型報酬については中長期的な業績向上及び企業価値増大に対するインセンティブが機能すること。

■ 報酬制度の体系

- 1) 取締役及び執行役員(非常勤取締役を除きます。以下、「取締役等」といいます。)の報酬は、月次報酬である固定報酬と、事業年度業績に応じて支給する業績連動型報酬で構成しております。
- 2) 固定報酬は、担当役割、個別の行動評価・業績評価に基づき、役位毎に定められた報酬テーブルにて算定しております。
- 3) 業績連動型報酬は、賞与(金銭報酬)と業績連動型株式報酬(非金銭報酬)で構成しております。業績連動型株式報酬制度は、2017年6月21日開催の第38期定時株主総会における決議により、取締役等に対し導入しております。本制度は、従来の業績連動型賞与制度に基づき算定される賞与支給額の一部を、金銭から株式に置き換えるもので、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。賞与及び業績連動型株式報酬の概要は次のとおりであります。

ア. 支給総額

賞与及び業績連動型株式報酬の総額(以下、「業績連動報酬総額ファンド額」といいます。)は、「当社株主に帰属する当期純利益」を業績指標として以下の算式で算定しております。当社はグループ総合力を活用した経営を推進しており、連結利益項目である「当社株主に帰属する当期純利益」を取締役等及び従業員の活動成果の指標として設定しております。なお、取締役等だけでなく従業員の賞与制度においても本指標を業績指標として設定しております。(従業員の賞与制度の賞与算定式は取締役等と異なります。)

業績連動報酬総額ファンド額 = 当事業年度目標値 × 目標達成率 × 対前年度伸長率 × 業績連動報酬総額ファンド比率
制度設計時に定めた係数

なお、2020年度の業績指標の目標及び実績は次のとおりであります。

指標 : 当社株主に帰属する当期純利益

目標 : 30,000 百万円

実績 : 30,486 百万円

イ. 個別支給額

業績連動報酬総額ファンド額を、取締役等に対して個別に実施する当事業年度の職務に対する業績評価を用いて分配し、個別の賞与と業績連動型株式報酬の合計額を算定しております。この合計額に、役位別按分比率を乗じて、賞与と業績連動型株式報酬を算定しております。役位別按分比率は次のとおりであります。

・会長/社長	: 賞与 70%	業績連動型株式報酬 30%
・副社長執行役員	: 賞与 80%	業績連動型株式報酬 20%
・専務執行役員/常務執行役員	: 賞与 85%	業績連動型株式報酬 15%
・執行役員	: 賞与 90%	業績連動型株式報酬 10%

4) 非常勤取締役及び監査役は固定報酬のみとし、業績連動型報酬である賞与及び業績連動型株式報酬は支給しておりません。

5) 退職慰労金については、取締役、監査役ともに2006年6月開催の第27期定時株主総会終結の時をもって制度を廃止し、それ以前の在任期間に

対応する全額を打ち切り支給することとしましたが、支給時期は役員退任時としております。

■報酬等の決定方法等

取締役等の報酬に関する方針、報酬体系、水準については、取締役会の諮問委員会である社外取締役を含めた報酬委員会による審議・答申を踏まえて取締役会にて決定しております。また、取締役等の個別支給額は、個別の評価結果に基づき、役位毎に定められた報酬テーブルや上記の「イ. 個別支給額」記載の方法を用いて算定しております。本算定方法に基づくと、取締役等の最終評価者である代表取締役社長(当事業年度の2020年4月1日から2020年6月18日開催の第41期定時株主総会以前においては菊地 哲氏、当該定時株主総会以降においては柘植一郎氏)が個別評価を実施することで各取締役等の個別支給額が導かれることから、その総額を取締役会にて決定した上で、個別支給額を代表取締役社長が最終決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役等の業務執行状況全般を把握する代表取締役社長が個別評価を実施し、取締役会が決定した算定方法に従って決定されていることから、取締役会としても、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役・監査役による経営監督・監査機能が十分に発揮されるよう、経営企画部および秘書部が必要に応じてサポートしております。社外役員に対しては、取締役会資料の事前配付、必要に応じた事前説明のほか、主要な経営会議上程案件の認識共有や、社外役員からのリクエストに基づく情報共有会を実施し、取締役会での審議の充実を図っております。また、「監査役・非業務執行取締役連絡会」を設置し、監査役と非業務執行取締役の連携を確保しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
_____	_____	_____	_____	_____	_____
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			0 名		
その他の事項					

・当社は、顧問・理事制度に関する内規を定めております。相談役制度は、2018年5月に廃止いたしました。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・当社は、取締役会設置会社、監査役(監査役会)設置会社です。

・取締役会は、社外取締役2名を含む6名の取締役で構成し、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督いたします。なお、定款に基づき取締役社長が取締役会議長を務めております。

・取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他の社内規程に従い、当社の業務を執行いたします。

・取締役会の監督機能を強化し、意思決定プロセスの透明性を高めるため、取締役会の任意の諮問機関として、取締役会下に指名委員会、報酬委員会、ガバナンス委員会を設置しております。

指名委員会は、委員長である業務執行取締役1名、独立役員3名を含む非業務執行取締役3名及び監査役1名の計5名で構成されており、報酬委員会は委員長である独立役員1名、業務執行取締役1名、及び独立役員2名を含む非業務執行取締役2名及び監査役1名の計5名で構成されております。また、ガバナンス委員会は、委員長である独立役員1名、業務執行取締役1名、及び独立役員2名を含む非業務執行取締役3名の計5名で構成されております。なお、各委員会には、独立役員でもある監査役1名がオブザーバとして参加しております。各委員会の役割及び構成員の氏名は次のとおりです。

【指名委員会】
役割: 執行役員及び取締役・監査役候補の選解任議案の審議及びガバナンス関連事項(後継者計画の検討、執行役員及び取締役・監査役候補の指名の方針)の審議
構成: 柘植取締役(委員長)、岩崎取締役(独立)、本村取締役(独立)、梶原取締役、多田監査役(独立) オブザーバ: 原監査役(独立)

【報酬委員会】
役割: 執行役員及び取締役の報酬制度の設計及びレビューに関する議案の審議
構成: 岩崎取締役(委員長/独立)、江田取締役、本村取締役(独立)、梶原取締役、原監査役(独立) オブザーバ: 多田監査役(独立)

【ガバナンス委員会】
役割: ガバナンス関連事項(取締役会の構成に関する考え方、取締役会実効性評価、コーポレートガバナンス・コードの対応)の審議
構成: 多田監査役(委員長/独立)、関取締役、岩崎取締役(独立)、本村取締役(独立)、梶原取締役 オブザーバ: 原監査役(独立)

・取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用しております。執行役員は、取締役会の決議をもって任命するものとし、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、定められた範囲内で職務の執行にあっております。なお、定められた範囲内で業務執行を担当する取締役は執行役員を兼務しております。

・監査役会は、監査体制の強化及び弁護士・公認会計士等の高度な専門性を含む多様性の充実を図るため、2019年6月開催の第40期定時株主総会の決議により、1名増員し、社外監査役3名を含む4名の監査役で構成しております。監査役会は、法令が定める権限を行使するとともに、監査室及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施しております。

・監査役は、監査の実効性を確保する体制を強化するため、監査役の職務を補助すべき使用人2名を設置しております。

・監査役会において、監査方針や監査計画の策定、監査報告書の作成、会計監査人の再任、会計監査人の報酬同意、定時株主総会への付議議

案内容の監査、常勤監査役選定等に関して審議いたしました。

・常勤監査役の活動としては、年間の監査計画に基づき、事業グループ担当役員・本部長・室長・主要部署ヒアリングをはじめ、国内外グループ会社に対する監査を実施し、取締役会や経営会議等の重要会議への出席、内部監査部門・内部統制部門及び会計監査人との定期的な情報交換、法務・コンプライアンス部との情報共有等を実施しております。

・職務執行の決定を適切かつ機動的に行なうため、社長の諮問機関として経営会議を設置し、全般的経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を審議しております。さらに、各種の社内委員会を設置し、各々の担当分野における経営課題について慎重な協議を行い、社長の意思決定に資するものとしております。

・当社の会計監査及び内部統制監査を担当する監査法人として、有限責任監査法人トーマツと監査契約を結んでおり、会社法監査及び金融商品取引法監査(内部統制監査を含む)を受けております。

・当社は、当社定款第25条及び会社法第427条第1項の規定により、社外取締役岩崎尚子氏、社外取締役 本村彩氏、非業務執行取締役 梶原浩氏、並びに当社定款第32条及び会社法第427条第1項の規定により、社外監査役 多田敏明氏、社外監査役 原勝彦氏と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役(監査役会)設置会社として、社外監査役を含めた監査役による経営監視を十分機能させることで監視・監査督機能の充実と意思決定の透明性を確保しております。この監査役による経営監視を主軸とした企業統治体制に加えて、親会社や主要取引先から独立し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役を選任し、取締役会の適切な意思決定、経営監督機能の実現を図っております。社外取締役を含む取締役会と社外監査役を含む監査役会を基礎とした当社の企業統治体制は有効に機能していると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より数日早く発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様にご参加いただけるよう、集中日を避けた開催日を設定しており、本年の第42期定時株主総会は2021年6月17日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	個人株主の方々等の議決権行使促進のため、2003年6月定時株主総会より、議決権行使の電磁化を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2015年6月定時株主総会より、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知の参考書類等を英訳し、発送日前に当社ホームページ、東京証券取引所のウェブサイトおよび議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。
その他	株主の皆様が総会議案の検討期間を十分に確保できるよう、招集通知発送日前に当社ホームページ、東京証券取引所のウェブサイトおよび議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。また、2016年6月定時株主総会より、招集通知のカラー化、役員候補者の顔写真の掲載を行い、見やすさの向上を図るとともに、情報量の充実化も実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーに関する考え方は、当社ホームページ「IR基本方針」に掲載しています。 https://www.ctc-g.co.jp/company/ir/management/policy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	経営トップによる個人投資家向けの会社説明会を開催しております。 説 明 者 : 社長、CFO 内 容 : 会社概要、経営方針、株主還元等に関する説明及び質疑応答 実施回数(2020年度実績) : 3回 2020年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりインターネット配信で説明会を実施。 個人投資家参加者数(2020年度実績) : 約1,600人 Live配信時の参加人数。別途オンデマンド配信で約3,000人が視聴。 過去に行った一部の説明会の状況が当社ホームページで閲覧可能です。 https://www.ctc-g.co.jp/company/ir/individual/	あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に以下の通り決算説明会を開催しております。 1. 決算説明会（第2四半期、本決算） 決算説明会をインターネット配信にて実施。聴取だけでなく質問も可能です。また、決算説明会動画の配信、および、説明会での質疑応答要旨を当社ホームページにおいて開示しています。 説 明 者：社長、CFO 内 容：CFOによる決算概要説明及び 社長による業績予想及び経営方針の説明。 質疑応答 実施時期：第2四半期、本決算の決算発表日に約1時間 参加者数：150名程度 2. 電話会議による決算説明会（第1四半期、第3四半期） 説 明 者：CFO 内 容：CFOによる決算概要説明及び質疑応答 実施時期：毎四半期の決算発表日に約30分 参加者数：100名程度 上記の他、アナリスト・機関投資家と経営トップとの対話の機会を設けるため、スモールミーティング、個別ミーティングを開催しております。なお、2020年度はアジャイル開発勉強会も実施いたしました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	社長、CFO及びIR担当者が海外投資家向けに、業績予想や経営方針等の説明を以下の通り行っております。 ・国内カンファレンスへの参加 国内で開催されるカンファレンスに参加し、海外投資家との面談を行っております。 2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により現地（海外IR）での説明会でなく、ビデオ会議にて対応。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、以下の資料を掲載しております。 < 和文資料 > https://www.ctc-g.co.jp/company/ir/library/results.html ・決算短信 ・決算説明会資料 ・決算補足資料 ・決算説明会質疑応答要旨 ・有価証券報告書 ・四半期報告書 ・統合レポート ・株主総会招集通知 < 英文資料 > https://www.ctc-g.co.jp/en/company/ir/library/results.html ・決算短信 ・決算説明会資料 ・決算補足資料 ・決算説明会質疑応答要旨 ・統合レポート ・独立監査人の監査報告書 ・株主総会招集通知（要約）	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署として、CFOの下に経営管理・IR部を設置	
その他	会社法、金融商品取引法、東証上場規程等に基づく開示情報の審議等を行い、経営会議等に諮問意見を具申する組織として開示委員会を設置。委員長はCFO。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「CTCグループ企業理念」「CTCグループ行動基準」「CTCグループ環境方針」

環境保全活動、CSR活動等の実施	グループの企業理念として掲げる使命「明日を変えるITの可能性に挑み、夢のある豊かな社会の実現に貢献する」に基づき、事業を通じた社会課題の解決や環境改善活動、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの共生に取り組むことで、持続可能な社会の実現に貢献していきます。2015年7月に国連グローバルコンパクトに参加。2021年4月には中長期を見据えた経営上の重要課題(マテリアリティ)を特定し直し、これを軸にCSR活動を推進しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「内部統制システムに関する基本方針」において、法令等に従い適時且つ適切に開示することを決定しております。
その他	当社は、社員が働きがいを持って健康で効率的に働けるよう「働き方変革」と「健康経営」施策を積極推進しています。それらの様々な取り組みが認められ、経済産業省と日本健康会議が主催する「健康経営優良法人2021(ホワイト500)」に5年連続で認定されました。また、積極的な女性採用のための女性管理職による就職セミナーの実施や、女性のキャリア形成支援のためのメンター・メンティー制度の整備、女性が働き続けるための育児関連制度の整備・拡充などの取り組みが認められ、経済産業省と東京証券取引所が共同で、女性活躍に優れた上場企業を選定する「なでしこ銘柄」において、「準なでしこ銘柄」に3年連続で選定されました。 社員のがんの予防、早期発見・対応、就労支援にも積極的に取り組んでおり、東京都が実施する「平成29年度 がん患者の治療と仕事の両立への優良な取組を行う企業表彰」の大企業部門で奨励賞を受賞しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムを以下の通り整備しております。また、この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めます。(以下、2021年4月28日の取締役会で決議された「内部統制システムに関する基本方針」を記載します。)

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス

- 1) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- 2) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。
- 3) 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決議をもって任命するものとし、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、定められた範囲内で職務の執行にあたる。なお、定められた範囲内で業務執行を担当する取締役は執行役員を兼務する。
- 4) 取締役会の監督機能を強化し、意思決定プロセスの透明性を高めるため、取締役会の任意の諮問機関として、取締役会下に指名委員会、報酬委員会、ガバナンス委員会を設置する。
- 5) 代表取締役社長及び業務執行取締役は、3か月に1回以上及び必要の都度、職務執行の状況を取締役会に報告する。
- 6) 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査室及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。
- 7) 一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実に図る。

(2) コンプライアンス

- 1) 取締役、執行役員及び使用人は「CTCグループ企業理念」及び「CTCグループ行動基準」に則り行動するものとする。
- 2) チーフ・コンプライアンス・オフィサーを任命し、コンプライアンス委員会及びコンプライアンスに係る事項を総括する部署を設置するとともに、「コンプライアンス規程」、「CTCグループコンプライアンスプログラム」を制定し、各事業グループのコンプライアンス統括責任者の任命、コンプライアンス教育・研修の実施、「CTCグループ法令ガイドライン」の作成、内部情報提供制度の整備、ならびに法令、社内規則等の遵守を含むコンプライアンスに関する全ての取締役、執行役員及び使用人からの誓約取得等、コンプライアンス体制の充実に努める。

(3) 財務報告の適正性確保のための体制整備

- 1) 「経理規程」、「販売管理規程」、「購買管理規程」その他社内規程を整備するとともに、チーフ・フィナンシャル・オフィサーを任命し、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための体制の充実に努める。
- 2) 内部統制委員会を設置するとともに、財務報告の適正性を確保するための社内体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し、改善を図る。

(4) 内部監査

社長直轄の監査室を設置する。監査室は、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手續及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役に対し、その結果を報告する。また、監査室は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 情報の保存・管理

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書(電磁的記録を含む。以下同じ)を、関連資料とともに、「情報管理基本規程」、「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い適切に保管し、管理する。

(2) 情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

(3) 重要情報の開示

会社の重要な情報の適時開示、IRその他の開示を所管する部署を設置する。
また、取締役は、開示すべき情報を迅速且つ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時且つ適切に開示する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、コンプライアンスリスク、情報セキュリティ・情報システムリスク、災害等リスク、為替相場等による資金管理リスク、投資リスク、その他様々なリスクに対処するため、リスク管理委員会や主管部署を設置するとともに、各種管理規程、事業継続計画、投資基準、与信限度枠の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、当社のリスクを総括的かつ個別的に管理する。また、これらの管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営会議及び各種社内委員会

職務執行の決定を適切かつ機動的に行なうため、社長の諮問機関として経営会議を設置し、全般的経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を審議する。さらに、各種の社内委員会を設置し、各々の担当分野における経営課題について慎重な協議を行い、社長及び取締役会の意思決定に資するものとする。

(2) グループ制

複数の事業について領域を分担して経営を行うグループ制を採用し、各グループには担当役員を任命する。グループ担当役員は、法令、定款、社内規程及び社内基準に従い、担当事業領域の経営を行う。また、グループ毎に、主要な数値目標を設定し、定期的に数値目標の達成度を検証することにより、経営管理を行う。

(3)職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)親会社との関係

当社は、親会社との人的交流、営業情報の活用等の営業活動での連携強化を図る一方、事業運営に際しては、あくまでも自主性・自律性を維持強化しつつ業績拡大を目指すことにより、その独立性を保持する。

(2)子会社管理・報告体制

1)子会社を総括管理するための部署を設置する。また、子会社毎に主管部署を定め、当該主管部署が「事業会社管理規程」その他の社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたり、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。

2)子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模等を考慮の上、原則として、子会社毎に、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。

(3)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のリスク管理を総括する部署を設置し、「リスク管理基本規程」において、リスク管理統括責任者の設置、リスク管理体制の構築等リスク管理体制の整備につき指針を示すとともに、子会社のリスク管理統括責任者と情報交換を行い、リスク管理活動の支援を行う。

(4)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

連結ベースにて中期及び短期経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため、主管部署は「事業会社管理規程」その他の社内規程に基づき子会社の経営指導にあたり、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。

(5)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1)「事業会社管理規程」その他の社内規程に基づき、各子会社に対して原則として取締役及び監査役を派遣し、当該取締役及び監査役が各子会社における職務執行の監督・監査を行うことにより、子会社における取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するように努める。

2)「コンプライアンス規程」、「CTCグループコンプライアンスプログラム」において、コンプライアンス実行計画、コンプライアンス統括責任者の設置、法令ガイドラインの整備、内部情報提供制度の整備、及び法令、社内規則等の遵守を含むコンプライアンスに関する取締役等及び使用人からの誓約取得等コンプライアンス体制の整備につき指針を示し、当該事項の実施状況につき定期的なモニター・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社におけるコンプライアンス教育・研修を実施し、CTCグループ全体でのコンプライアンスの徹底に努める。

3)子会社の業務活動全般についても監査室による内部監査の対象とする。また、監査室は、CTCグループとしての内部監査体制の構築を推進するとともに、子会社に対する計画的な監査を実施または総括し、CTCグループとしての監査の質的向上に努める。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1)監査役の職務を補助すべき使用人

監査役がその職務を補助すべき使用人(以下「補助使用人」という)を置くことを求めた場合は、使用人の中から補助使用人として相応しい能力・経験等を有する者を専任の補助使用人として任命する。但し、専任の補助使用人の設置が困難な場合は、監査役は、兼任の補助使用人として監査室所属あるいはその他の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができるものとする。

(2)当該使用人の取締役からの独立性

補助使用人の取締役からの独立性及び監査役による当該補助使用人への指示の実効性を確保するため、補助使用人に対する指揮命令権限は監査役に専属するものとし、取締役、執行役員及び使用人は補助使用人に対し指揮命令権限を有しない。また、兼任の場合は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた当該補助使用人はその指示に対して、監査室長をはじめ、取締役、執行役員及び使用人の指揮命令を受けないものとする。なお、専任、兼任に拘わらず、補助使用人の任命、人事異動、人事評価、懲戒処分等に係る事項については、監査役会の同意を得た上で決定する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)監査役の重要会議への出席

監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、経営会議、各種社内委員会その他の重要会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(2)取締役及び執行役員の報告義務

1)取締役及び執行役員は、定期的に又は必要に応じて、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。

2)取締役及び執行役員は、監査役に対して、会社に著しい損害を及ぼす恐れが生じた場合その他法令が定める事項は直ちに報告する。

(3)使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

1)当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実

2)重大な法令または定款違反事実

(4)不利益取り扱いの禁止

監査役に対して、前項各号に定める事項に係る報告を行った取締役、執行役員及び使用人に対する不利益取り扱いを禁止する。

8. 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

(1)子会社の取締役・監査役等による報告

子会社の取締役及び監査役等は、当社の監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

1)当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実

2)重大な法令または定款違反事実

(2)子会社から報告を受けた担当部署による報告

コンプライアンスに関する主管部署は、子会社の役職員からの次に掲げる事項に係る報告の概要について、定期的に当社監査役に対して報告する。

- 1)当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- 2)重大な法令または定款違反事実

(3)不利益取り扱いの禁止

監査役に対して、前二項の規定に基づき報告を行った者に対する不利益取り扱いを禁止する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)意見聴取の実施

監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するとともに、適宜、業務執行取締役、執行役員及び重要な使用人から職務執行の状況に関する意見聴取を実施する。

(2)監査室の監査役との連携

監査室は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果等及び指摘・提言事項について協議及び意見交換するなど、密接な情報交換及び連携を図る。

(3)外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「CTCグループ行動基準」において、市民社会の秩序や安全、および企業の健全な行動に脅威を与える反社会的勢力には、個人・団体を問わず毅然と対応し、関係遮断を徹底することを定めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

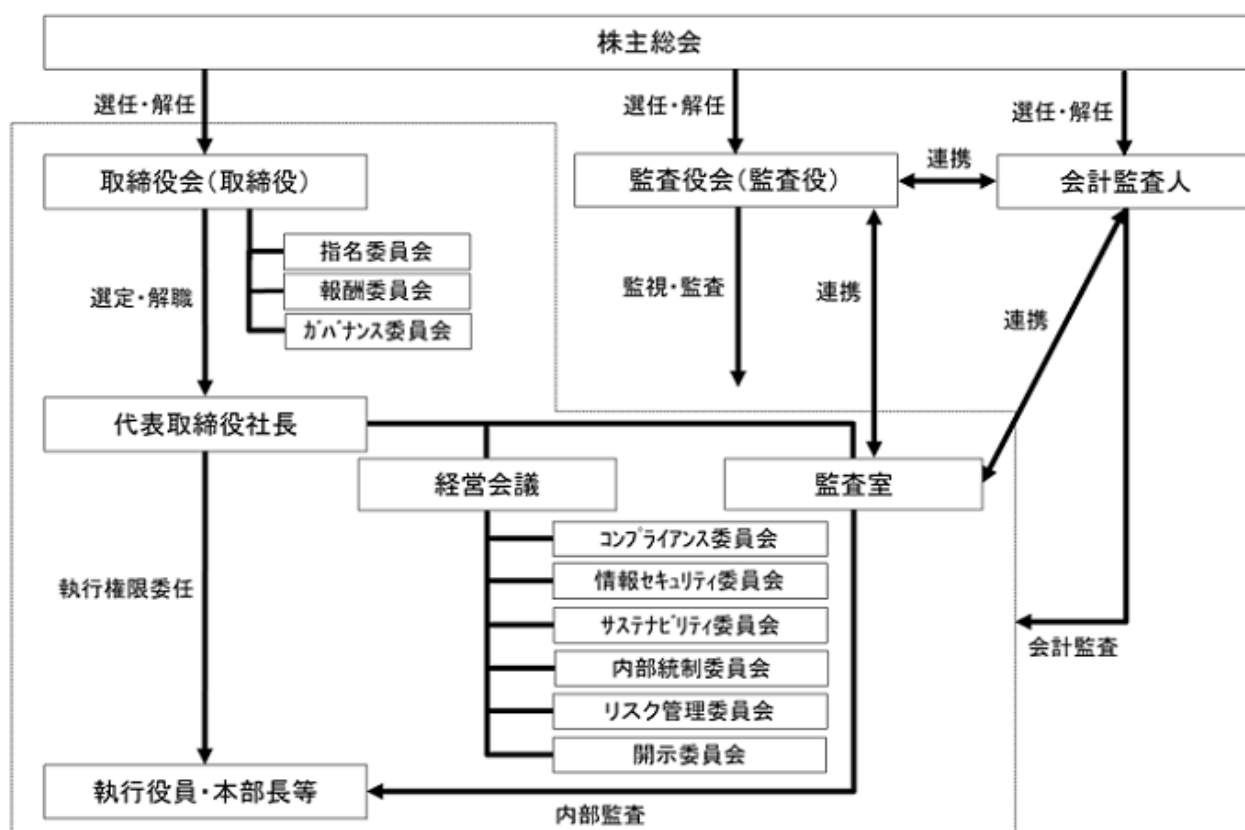
なし

該当項目に関する補足説明

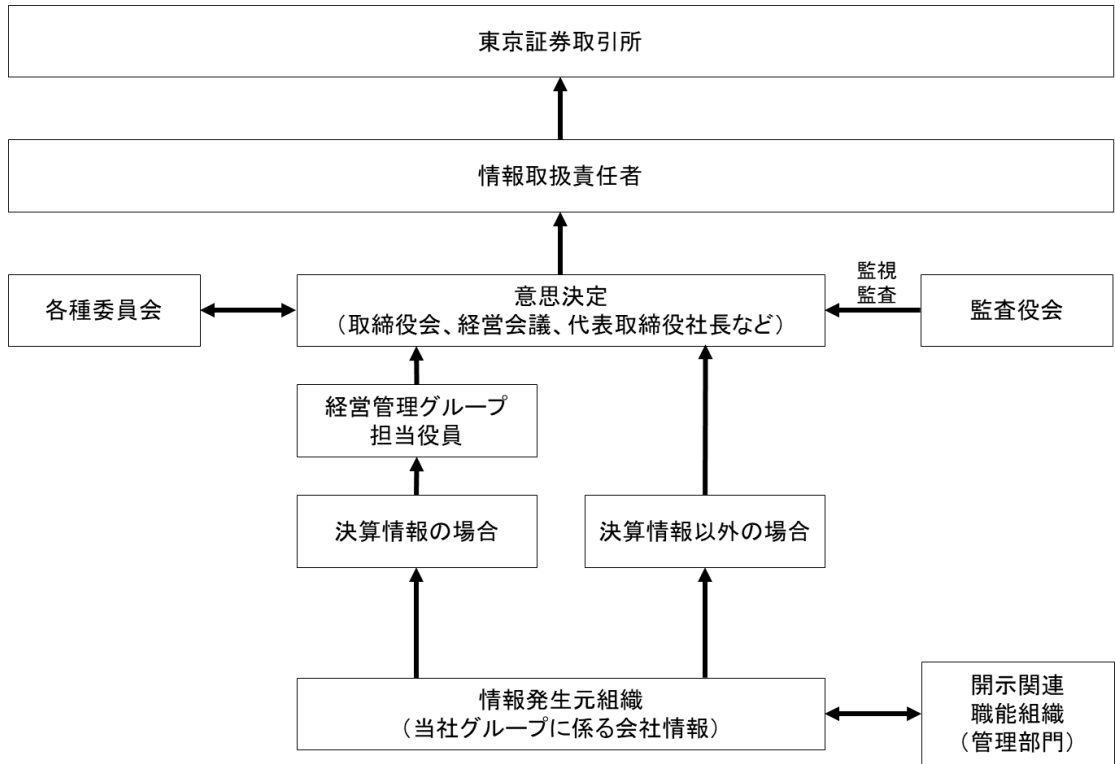
買収防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制の概要図】



【適時開示体制の概要】



【スキル・マトリックス】

氏名	役職	スキル・経験				
		企業経営	ファイナンス・会計	法務・リスク マネジメント	グローバル	業界知識

取締役

柘植 一郎	代表取締役社長	○			○	
江田 尚	取締役 兼 専務執行役員	○				○
関 鎮	取締役 兼 常務執行役員		○	○	○	
岩崎 尚子	取締役 社外 独立				○	○
本村 彩	取締役 社外 独立		○	○		
梶原 浩	取締役	○			○	○

監査役

高田 博史	常勤監査役	○	○			○
原田 恭行	常勤監査役 社外	○			○	
多田 敏明	監査役 社外 独立			○		
原 勝彦	監査役 社外 独立		○		○	